【Q&A】周南市福祉サービス事業所車両燃料費高騰対策支援金

区分	No.	質問	回答
対象事業所	1	この支援金制度の実施目的は。	車両燃料費高騰の影響を受けながらも、継続して居宅を中心とした障害福祉サービスを提供している事業 所に対して、高騰分の一部を支援することで、事業所の負担を軽減し、障害福祉サービスの持続的な提供 を可能とすることを目的としています。
	2	支援金支給対象事業所について教えてほしい。	市内に所在する、以下の通所系、相談・訪問系サービスを提供する事業所が対象となります。 【通所系】 療養介護事業所、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所 【訪問・相談系】 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所等訪問支援事業所
	3	運営法人の法人格に制限はあるか。	申請対象となる法人格に制限は設けておりません。対象となるサービス種別の指定を受けていれば、いずれの法人格であっても申請可能です。
	4	同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービスを一 体的に行っている場合はどちらが優先か。	主として行っているサービスにおいて申請してください。(重複申請はできません。)
	5	山口県の類似の補助金との併給はできるか。	山口県が実施している山口県障害者支援施設等物価高騰対策支援事業補助金(食材料費補助金)、山口県 障害者支援施設等光熱費高騰対策支援金(光熱費支援金)では、車両燃料費高騰分は補助対象となってい ないため、併給は可能です。
対 象 車 両	6	申請可能な車両の要件は。	交付要綱に定める基準日(令和7年4月1日)に事業を運営し、かつ車両を使用し、対象期間内(令和7年4月1日から令和8年3月31日)に4,000km(年間基準走行距離)以上の走行が確認できた車両が支援対象となります。
	7	基準日の考え方について教えてほしい。	支援金の申請にあたり、台数の基準となる日のことを指し、本事業では令和7年4月1日としております。
	8	令和7年4月2日以降に指定を受けた事業所は支援金の対象となるか。	対象となりません。 基準日となる令和7年4月1日の時点において、指定を受けている事業所が対象となりますので、令和7年4月2日以降に指定を受けた事業所は対象外となります。
	9	基準日はなぜ10月1日ではなく、4月1日なのか。	これまで車両燃料費高騰の影響を受け、さらに、今年度も燃料費が高止まりしている中、継続してサービスを提供している事業所への支援という趣旨を踏まえ、4月1日を基準日とし、対象期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日としています。

【Q&A】周南市福祉サービス事業所車両燃料費高騰対策支援金

区分	No.	質問	回答
対象車両	10	対象期間内に車両を1台追加で配備する予定があるが、申請は可能か。	基準日となる令和7年4月1日の時点において、指定を受けている事業所の車両台数が基準となりますので、令和7年4月2日以降に追加で配備された車両は対象外となります。 なお、基準日における台数と変更がない車両の入れ替えについては、対象となります。
	11	補助対象期間内に1日でも車両を使用していれば、補助対象となるのか。	基準日(令和7年4月1日)に事業を運営し、かつ車両を使用し、対象期間内(令和7年4月1日から令和8年3月31日)に4,000km以上(年間基準走行距離)の走行が確認できた車両が支援対象となります。 手続き上は、令和7年10月1日から令和8年1月31日を算定期間として、その期間の走行距離を確認させていただき、年間換算した年間走行距離相当で支援金額を確定する流れとなります。
	12	基準日である令和7年4月1日時点ではサービス提供をしていたが、対象期間内に事業廃止(又は廃車)した事業所の車両は対象となるのか。	基準日(令和7年4月1日)に事業を運営し、かつ車両を使用し、対象期間内(令和7年4月1日から令和8年3月31日)に4,000km以上(年間基準走行距離)の走行が確認できた車両が支援対象となります。 上記の要件を満たすことが証明できる書類の提出があれば、対象となります。
	13	訪問に原付バイクを使用しているが、支援金の対象となるか。	本支援金では、ガソリン価格高騰の影響が大きい自動四輪車(軽自動車以上)を対象としています。その ため、原付バイクやスクーター等の二輪車や三輪バイク、エンジンの総排気量の少ないミニカーにかかる 燃料費は本支援金の対象外となります。
	14	電気自動車は本事業の対象となるか。	本支援金はガソリン、軽油にかかる費用を対象としており、電気自動車については支援金の対象外となります。
	15	軽自動車と普通自動車で支援金に差はあるのか。	本支援金はガソリン、軽油にかかる費用を対象としており、道路運送車両法における自動車の種類によって差は設けていません。また、エンジンの種類(ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン等)も問いません。
	16	職員名義の車両を送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。	職員名義の車両についても、利用者へのサービス提供に使用したものは本支援金の対象となります。なお、燃料費は事業所で負担していることが必要です。申請の際は、自動車検査証記録事項の写し等を添付していただくとともに、燃料費を事業所で負担していることについて、求めがあった場合に資料を提出できるよう事業所で保管してください。
	17	事業所で車両のリース契約を行い、送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。	リース契約車両についても、利用者へのサービス提供に使用したものは本支援金の対象となります。なお、燃料費は事業所で負担していることが必要です。申請の際は自動車検査証記録事項の写しに加え、 リース契約書の写しを添付してください。

【Q&A】周南市福祉サービス事業所車両燃料費高騰対策支援金

区分	No.	質問	回答
対象車両	18	送迎加算は取得していないが、実際に利用者の送迎を行っ ている場合、本支援金の申請は可能か。	利用者の送迎に使用している車両については申請可能です。送迎加算の取得は必須要件ではありません。
	19	送迎等を委託して実施しているが、支援金の申請は可能か。	事業所が燃料費を負担している場合、本支援金の対象となります。申請の際は車検証の写しに加え、委託 契約書の写しを添付してください。 なお、燃料費を事業所で負担していることについて、求めがあった場合に資料を提出できるよう事業所で 保管してください。
	20	複数の事業所で1台の自車両を使用しているが、事業所ごとの申請は可能か。	複数の事業所から同一車両に対する支援金申請はできません。同一の車両を複数の事業所で使用している場合は、使用頻度が最も高い事業所で申請する等、1事業所で申請してください。(重複申請はできません。)
	21	多機能型事業所において同一の車両をしようしている場合 はどうなるのか。	専ら事業の用に供している一つのサービス種別を選択の上、申請してください。 (重複申請はできません。)
	22	就労系の事業所を運営しているが、取引先への納品のため に使用している車両は対象となるのか。	利用者が同乗しての納品かどうかに関わらず、取引先への納品のために使用している車両は対象外となります。 納品により発生する費用については、生産活動の一環として生じるものであり、生産活動収入でまかなわれるべき経費となります。本支援金は、生産活動により発生する経費を補助するものではないため、対象外としております。
	23	就労継続支援A型において、施設外就労先への往復に利用している車両は申請可能か。	利用者の移動等、支援の一環として使用の車両であれば申請可能です。なお、取引先への納品等、支援の一環とは認められない業務にのみ使用する車両は申請できません。
	24	支援金の額はどのように決まるのか。	年間走行距離相当に応じて基準額を設定していますので、基準日において事業所が所有し、専ら事業の用 に使用する車両数にそれぞれの基準額を乗じた額が支援金額となります。
	25	車検証に所有者や車検の有効期間等が記載されていないがどうしたら良いか。	令和5年1月より車検証(自動車検査証)の電子化が始まり新たな様式となっています。 今回の支援金制度では、対象車両の所有者等を確認していることから、自動車検査証と一緒に発行されて いる「自動車検査証記録事項」や「自動車損害賠償責任保険証明書」の添付をお願いします。
	26	 上限台数はあるのか。	上限設定はありません。要件を満たせば、対象となります。
	27	市内法人が運営する市外の事業所の車両も支援対象となる のか。	本支援金は市内の事業所を対象としており、市外の事業所は対象外となります。

区 分	No.	質問	回答
申請手続	28	申請はいつからできるのか。	令和7年10月1日から申請できます。 なお、年間走行距離に応じて支援金区分を設けておりますので、算定期間(令和7年10月1日から令和 8年1月31日)のメーター値の記録が必要となります。
	29	いつまでに申請すれば良いか。	令和7年11月中に申請ください。
	30	証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。	・申請する車両の所有者・使用者が確認できる書類(自動車検査証記録事項の写し等) ・(職員名義の車両使用の場合)車両の所有者・使用者と法人との関係が分かる書類(給与明細の写し 等) ・令和7年10月1日時点と、令和8年1月31日時点の走行距離を証明するもの(車両メーター値の写 真等)
	31	交付決定の方法、振り込み時期はいつごろか。	令和8年2月以降の実績報告後、交付決定となります。2月中には請求をいただき、振り込みは令和8年 3月中には完了予定です。
	32	申請は法人単位か、あるいは事業所単位か。	法人単位で申請をお願いします。
	33	申請者(法人代表者)と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と金融機関の口座名義は一致する必要がありますので、これが異なる場合、支払いはできません。
	34	支援金が振り込まれる金融機関の口座は法人名義以外のものでも良いか。	申請者と金融機関の口座名義は一致する必要がありますので、法人名義以外の名義の金融機関の口座は振込先の対象としていません。